

令和 6 年

12 月加賀市議会定例会議案
(追加分)

令和6年12月加賀市議会定例会議案（追加分）

－目 次－

議案番号	件名	頁
議案第104号	令和6年度加賀市一般会計補正予算.....	別冊
議案第105号	令和6年度加賀市国民健康保険特別会計補正予算.....	別冊
議案第106号	令和6年度加賀市後期高齢者医療特別会計補正予算.....	別冊
議案第107号	令和6年度加賀市介護保険特別会計補正予算.....	別冊
議案第108号	令和6年度加賀山中温泉財産区特別会計補正予算.....	別冊
議案第109号	令和6年度加賀市病院事業会計補正予算.....	別冊
議案第110号	令和6年度加賀市水道事業会計補正予算.....	別冊
議案第111号	令和6年度加賀市下水道事業会計補正予算.....	別冊
議案第112号	加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について.....	1
議案第113号	加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について.....	3
議案第114号	加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について.....	5
議案第115号	加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について.....	7

議案第112号

加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月16日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年加賀市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第6条第2項中「100分の170」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第2条 加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第113号

加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月16日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年加賀市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「100分の170」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第2条 加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「改正後の議員報酬等条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第114号

加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月16日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の170」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第2条 加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日

から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第115号

加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月16日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「同日前1年間」を「同日の属する年度の前年度」に改める。

第19条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5(特定管理職員にあっては、100分の107.5)」を加え、同条第3項中「100分の58.75」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」と」を加える。

第20条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に

「、6月に支給する場合には」を、「100分の58.75)」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25(特定管理職員にあっては、100分の61.25)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600

16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000

41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		

66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			

91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400					
95		299,700	347,800					
96		300,100	348,200					
97		300,300	348,400					
98		300,600	348,800					
99		301,000	349,200					
100		301,400	349,500					
101		301,600	349,800					
102		301,900	350,200					
103		302,200	350,600					
104		302,500	351,000					
105		302,700	351,500					
106		303,000	351,900					
107		303,300	352,300					
108		303,600	352,700					
109		303,800	353,200					
110		304,200	353,600					
111		304,600	353,900					
112		304,900	354,200					
113		305,100	354,700					
114		305,300						
115		305,600						

	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び第25条の2に規定する職員を除く。

第2条 加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の127.5(特定管理職員にあっては、100分の107.5)」を「100分の105」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)」を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25(特定管理職員にあっては、100分の61.25)」を「100分の60」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の加賀市一般職の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の加賀市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

【参考資料】

条例案件新旧対照表 (追加分)

令和 6 年

12 月加賀市議会定例会

令和6年12月加賀市議会定例会
条例案件新旧対照表(追加分)

－目 次－

件 名	頁
(議案第112号) 加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について.....	1
(議案第113号) 加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について.....	4
(議案第114号) 加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について.....	6
(議案第115号) 加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について.....	8

[第1条関係]加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年加賀市条例第23号)新旧対照表

現行		改正後(案)		備考
※第1条から第4条まで 略 (給与に関する特例) 第5条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。		※第1条から第4条まで 略 (給与に関する特例) 第5条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。		
号給	給料月額	号給	給料月額	
	円		円	
1	380,000	1	392,000	
2	427,000	2	440,000	
3	477,000	3	492,000	
4	539,000	4	555,000	
5	615,000	5	634,000	
6	718,000	6	740,000	
7	839,000	7	864,000	
※2から4まで 略 (給与条例の適用除外等) 第6条 ※本文 略 2 給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、第18条の2第1項中「市長の定める職を占める職員」とあるのは「市長の定める職を占める職員及び特定任期付職員」と、第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と_____する。		※2から4まで 略 (給与条例の適用除外等) 第6条 ※本文 略 2 給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、第18条の2第1項中「市長の定める職を占める職員」とあるのは「市長の定める職を占める職員及び特定任期付職員」と、第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。		

※以下 略

※以下 略

[第2条関係]加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年加賀市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第5条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 ※本文 略</p> <p>2 給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、第18条の2第1項中「市長の定める職を占める職員」とあるのは「市長の定める職を占める職員及び特定任期付職員」と、第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第5条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 ※本文 略</p> <p>2 給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、第18条の2第1項中「市長の定める職を占める職員」とあるのは「市長の定める職を占める職員及び特定任期付職員」と、第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>※以下 略</p>	

[第1条関係]加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年加賀市条例第39号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第5条まで 略 (期末手当)</p> <p>第6条 議長その他の議員で6月1日及び12月1日にそれぞれその日に在職するものに一般職の職員の例により期末手当を支給する。ただし、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と_____する。</p> <p>※2 略 ※以下 略</p>	<p>※第1条から第5条まで 略 (期末手当)</p> <p>第6条 議長その他の議員で6月1日及び12月1日にそれぞれその日に在職するものに一般職の職員の例により期末手当を支給する。ただし、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u></p> <p>※2 略 ※以下 略</p>	

[第2条関係]加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年加賀市条例第39号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第5条まで 略 (期末手当)</p> <p>第6条 議長その他の議員で6月1日及び12月1日にそれぞれその日に在職するものに一般職の職員の例により期末手当を支給する。ただし、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>※2 略</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第5条まで 略 (期末手当)</p> <p>第6条 議長その他の議員で6月1日及び12月1日にそれぞれその日に在職するものに一般職の職員の例により期末手当を支給する。ただし、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>※2 略</p> <p>※以下 略</p>	

[第1条関係]加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第39号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 期末手当の額は、特別職の職員の受けるべき給料月額にその給料月額に100分の40を乗じて得た額を加算した額に、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じた額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と_____する。</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 期末手当の額は、特別職の職員の受けるべき給料月額にその給料月額に100分の40を乗じて得た額を加算した額に、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じた額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</p> <p>※以下 略</p>	

[第2条関係]加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第39号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 期末手当の額は、特別職の職員の受けるべき給料月額にその給料月額に100分の40を乗じて得た額を加算した額に、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じた額とする。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 期末手当の額は、特別職の職員の受けるべき給料月額にその給料月額に100分の40を乗じて得た額を加算した額に、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じた額とする。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の125</u> _____」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>※以下 略</p>	

[第1条関係]加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第3条まで 略 (初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 ※本文 略</p> <p>※2から4まで 略</p> <p>5 職員の昇給は規則で定める日に、<u>同日前1年間</u>における当該職員の勤務成績等に応じて、規則の定めるところにより行うものとする。この場合において、当該期間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>※6から11まで 略</p> <p>※第5条から第18条の2まで 略 (期末手当)</p> <p>第19条 ※本文 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の122.5(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(規則で定める職員を除く。第20条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては100分の102.5)_____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期</p>	<p>※第1条から第3条まで 略 (初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 ※本文 略</p> <p>※2から4まで 略</p> <p>5 職員の昇給は規則で定める日に、<u>同日の属する年度の前年度</u>における当該職員の勤務成績等に応じて、規則の定めるところにより行うものとする。この場合において、当該期間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>※6から11まで 略</p> <p>※第5条から第18条の2まで 略 (期末手当)</p> <p>第19条 ※本文 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(規則で定める職員を除く。第20条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては100分の102.5)、12月に支給する場合には100分の127.5(特定管理職員にあっては、100分の107.5)</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期</p>	

間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間内に育児短時間勤務の承認を受けた期間があるときは、育児短時間勤務職員として在職した期間から、当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得られる期間の2分の1の期間を除算するものとする。

※(1)から(4)まで 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と

_____する。

※4から6まで 略

※第19条の2・第19条の3 略

(勤勉手当)

第20条 ※本文 略

2 ※本文 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の102.5(特定管理職員にあっては、100分の122.5)_____

間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間内に育児短時間勤務の承認を受けた期間があるときは、育児短時間勤務職員として在職した期間から、当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得られる期間の2分の1の期間を除算するものとする。

※(1)から(4)まで 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

※4から6まで 略

※第19条の2・第19条の3 略

(勤勉手当)

第20条 ※本文 略

2 ※本文 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5(特定管理職員にあっては、100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分

_____を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の48.75(特定管理職員にあつては、100分の58.75)_____

__を乗じて得た額の総額

※3から5まで 略

※第21条から第27条まで 略

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700

の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75(特定管理職員にあつては、100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25(特定管理職員にあつては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額

※3から5まで 略

※第21条から第27条まで 略

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000

時間勤務職員以外の職員	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200

時間勤務職員以外の職員	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400

32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	

32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	

56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		

56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		

80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					

80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400					
95		299,700	347,800					
96		300,100	348,200					
97		300,300	348,400					
98		300,600	348,800					
99		301,000	349,200					
100		301,400	349,500					
101		301,600	349,800					
102		301,900	350,200					
103		302,200	350,600					

前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200
---	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
ただし、第25条及び第25条の2に規定する職員を除く。

※以下 略

前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
---	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
ただし、第25条及び第25条の2に規定する職員を除く。

※以下 略

[第2条関係]加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第18条の2まで 略 (期末手当)</p> <p>第19条 ※本文 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(規則で定める職員を除く。第20条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては100分の102.5)、12月に支給する場合には100分の127.5(特定管理職員にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間内に育児短時間勤務の承認を受けた期間があるときは、育児短時間勤務職員として在職した期間から、当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得られる期間の2分の1の期間を除算するものとする。</p> <p>※(1)から(4)まで 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。</p> <p>※4から6まで 略</p>	<p>※第1条から第18条の2まで 略 (期末手当)</p> <p>第19条 ※本文 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 _____(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(規則で定める職員を除く。第20条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては100分の105 _____)を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間内に育児短時間勤務の承認を受けた期間があるときは、育児短時間勤務職員として在職した期間から、当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得られる期間の2分の1の期間を除算するものとする。</p> <p>※(1)から(4)まで 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。</p> <p>※4から6まで 略</p>	

※第19条の2・第19条の3 略

(勤勉手当)

※第20条 ※本文 略

2 ※本文 略

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在
(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日
現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及
びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支
給する場合には100分の102.5(特定管理職員にあつては、100分の1
22.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあ
つては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前
再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合に
は100分の48.75(特定管理職員にあつては、100分の58.75)、12月
に支給する場合には100分の51.25(特定管理職員にあつては、100
分の61.25)を乗じて得た額の総額

※3から5まで 略

※以下 略

※第19条の2・第19条の3 略

(勤勉手当)

※第20条 ※本文 略

2 ※本文 略

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在
(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日
現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及
びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の1
05 (特定管理職員にあつては、100分の1
25
_____)を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前
再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50
_____(特定管理職員にあつては、100分の60
_____)を乗じて得た額の総額

※3から5まで 略

※以下 略